

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27

【資料2-1】

やんばる森林生態系保護地域保全管理計画（草案）

平成●年 ●月

九州森林管理局

目 次

1		
2	はじめに	1
3		
4	第1 対象地の概要	3
5	1 位置・面積等	3
6	2 自然環境	3
7	(1) 気候	
8	(2) 地形・地質及び土壌	
9	(3) 生態系	
10	3 社会情勢	7
11	(1) 産業	
12	(2) 土地利用と地域開発計画	
13	(3) 利用状況	
14	4 歴史的背景(人と自然環境との関わり)	9
15		
16	第2 保全管理に関する基本的事項	11
17	1 保全管理の考え方と重点事項	11
18	2 地帯区分毎の取扱い	11
19	(1) 保存地区	
20	(2) 保全利用地区	
21	(3) 保存地区及び保全利用地区において必要に応じて行うことができる行為	
22	3 その他	12
23	(1) 森林生態系保護地域に外接する森林に関する事項	
24	(2) 勅令貸付地に関する事項	
25		
26	第3 保全管理に関する具体的事項	13
27	1 管理に関する事項	13
28	(1) 生態系全体に関する事項	
29	(2) 希少種・固有種に関する事項	
30	(3) 外来種に関する事項	
31	(4) リュウキュウマツ林	
32	(5) 病虫害対策	
33	(6) その他	
34	2 利用に関する事項	15
35	(1) 一般の利用に供する歩道等	
36	(2) 調査・研究目的による利用	
37	(3) 利用ルールの周知	
38	(4) その他	
39		
40	第4 推進体制等	17
41	1 保護林管理委員会	
42	2 モニタリング調査等	
43	3 情報提供・普及啓発	
44	4 関係機関等との連携	
45	5 世界自然遺産との関係	
46		

1 はじめに

2

3 琉球列島に属する沖縄島北部は、古くから「やんばる（山原）」と呼ばれている。この地域では、
4 一帯に広がる国内最大級の亜熱帯常緑広葉樹林に加え、稜線部に発達する雲霧林や溪流沿いの溪流
5 植生など地形に応じた多様な植生が見られる。琉球列島は、かつて大陸の一部であったが、後期中
6 新世以降にフィリピン海プレートが琉球海溝でユーラシアプレート下方へ沈み込む「地殻変動」が
7 あり、沖縄トラフが形成されるとともに、大陸縁から移行した琉球列島の元となる島弧が成立した。

8 また、更新世の氷期-間氷期サイクルの「気候変動」により海水準が変動し、近隣島嶼間の分離・
9 結合が繰り返された。

10 さらに、琉球列島の背弧を流れる黒潮暖流とモンスーンによる亜熱帯海洋性気候のため温暖多雨
11 となり、各島嶼域の山岳地に豊かな亜熱帯常緑広葉樹林が発達する世界でも数少ない湿潤亜熱帯が
12 出現した。これらの特異な地史と島特有の気候による環境によって、その動植物は独自の生物進
13 化や種分化を遂げて、遺存固有種や新固有種が見られる生物多様性の高い地域となっている。この
14 ことから、世界自然遺産への推薦が検討された際には、沖縄島北部は、奄美大島、徳之島及び西表
15 島の3島とともに、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有することが高く評価され、世界自然遺
16 産の登録基準であるクライテリアを満たす可能性が高いとされた。

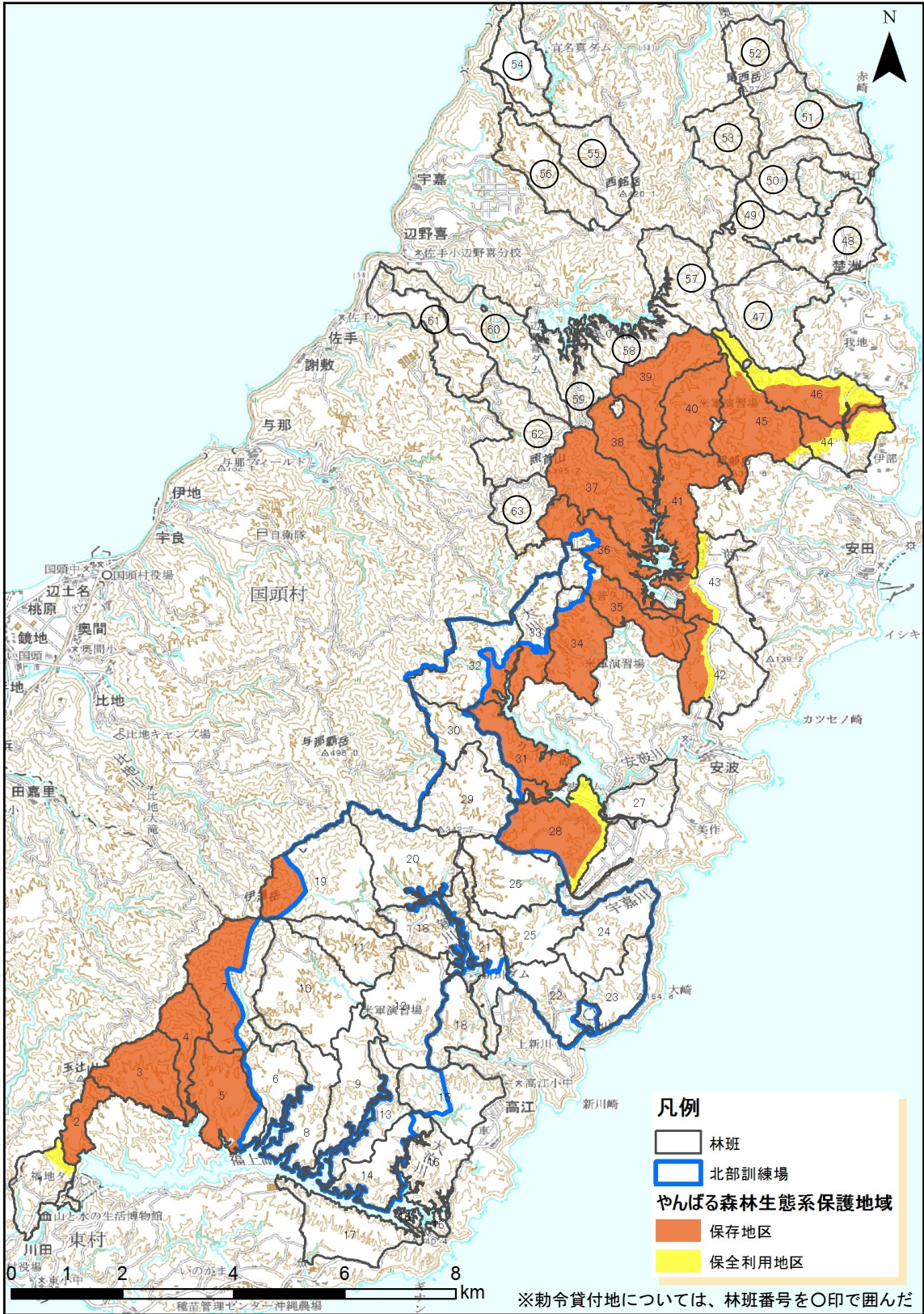
17 一方、沖縄島北部の国有林には、かつて琉球王国が管理した「杣山」に由来するいわゆる勅令貸付
18 地があり、明治42年勅令第32号に基づき、国と沖縄県が貸付期間80年の無償の貸付契約を結ん
19 でいたが、期間満了となり平成元年に貸付期間を60年延長している。

20 このほか、米軍北部訓練場として使用されてきた区域の一部が、平成28年12月22日に返還さ
21 れたことを受け、九州森林管理局ではこの返還地を主体に森林生態系保護地域を設定するため、野
22 生動植物の有識者などで構成される保護林管理委員会において、海岸域から山頂部に連なる垂直的
23 連続性及び一定の広がりのある面的連続性、溪流性の動植物への配慮などを重要な観点として、平
24 成29年5月から検討を進め、同年12月に九州森林管理局管内で7箇所目の森林生態系保護地域と
25 なる「やんばる森林生態系保護地域」3,007 haを設定し、適切に維持・管理することとした。

26 これとは別に、平成25年12月、奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会において、沖縄島北
27 部を含む4島（地域）を世界自然遺産地域の推薦候補地とすることが決定され、平成29年1月、
28 日本政府はユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出した。しかしながら、平成30年5月、ユネ
29 スコ世界遺産委員会の諮問機関であるIUCN（国際自然保護連合）から登録延期の勧告が行われたた
30 め、政府は推薦を一旦取り下げた。登録延期の理由の一つには、米軍北部訓練場返還地が推薦地に
31 含まれていなかったことが挙げられており、当該地域の適正な保全管理を担保するうえで、引き続
32 き世界自然遺産登録を目指し、関係機関が連携しつつ、再度の推薦・登録に向けた取組が必要であ
33 る。

34 やんばる森林生態系保護地域及びその周辺に対する観光や森林の利用への期待が高まっている
35 ことから、増加が見込まれる人為的活動の影響等を明らかにし、地域のステークホルダー等の合意
36 形成を図りつつ、保全と利用の調整を図っていく必要がある。

37 このため、九州森林管理局では、現地における森林基礎調査及び利用実態調査を実施するととも
38 に、地元有識者等の助言を踏まえつつ、保護林管理委員会での検討を経て、沖縄島北部の特質を踏
39 まえた同地域の保全管理のための一連の取組を計画的に行う際の総合的指針である「やんばる森林
40 生態系保護地域保全管理計画」を策定することとした。



1
2
3

図 やんばる森林生態系保護地域

1 第1 対象地の概要

2 1 位置・面積等

3 沖縄島北部地域に存するやんばる森林生態系保護地域は、沖縄県国頭郡国頭村、東村に所在し、
4 北緯26° 38' ~47'、東経128° 10' ~18' の範囲に位置している。沖縄島北部の国有林は11,958ha
5 であり、このうち、やんばる森林生態系保護地域は3,007ha(保存地区2,769ha、保全利用地区238ha)
6 で25%を占める。それ以外の国有林として、勅令貸付地4,398ha、米軍北部訓練場3,533haがある。

8 2 自然環境

9 (1) 気候

10 沖縄島は、海洋性亜熱帯気候区に属し、年間を通じて温暖で気温変化も少ない。国頭村、東村で
11 は、年間平均気温が20℃、年降水量が2,000~2,500mmに達し、季節風が明瞭であり、冬季には北
12 東風、夏季には南風が卓越する。

14 (2) 地形・地質及び土壌

15 ア 地形

16 沖縄島の北部は山地と海成段丘が広く分布し、地形は全体に起伏が大きく、谷が入り組んで複雑
17 である。地質は、主に古第三紀までの基盤岩が露出している。

18 山地は、標高400m前後の主稜線が北東-南西方向に延び、西銘岳(標高420m)、伊部岳(標高
19 354m)、照首山(標高395m)、伊湯岳(標高446m)、また、沖縄島最高峰の与那覇岳(標高503m)等
20 がある。これらの山地の周辺には標高200m以上にも達する定高性のある丘陵が広がる。

21 主な河川は、上記山頂域を分水嶺として、福地川、安波川、普久川、新川、我地川等が太平洋に、
22 大保川、比地川、与那川、辺野喜川等が東シナ海にそれぞれ注いでいる。

24 イ 地質

25 基盤岩の大部分を占めるのは主に中生代から始新世に形成された付加体で、黒色片岩や千枚岩、
26 あるいは砂岩や砂岩泥岩互層からなる。また、一部にはジュラ紀に形成された付加体である石灰岩
27 ブロックなどが分布する。

29 ウ 土壌

30 この地域の森林土壌は、大別して赤色土(R)、黄色土(Y)、表層グライ系赤黄色土(gRY)に区
31 分できる。標高300m以上の山地帯、段丘内斜面及び谷底面には黄色土が、標高90~300mの段丘面
32 状には赤色土が分布する。表層グライ系赤黄色土は、赤色土分布周辺の表層が滞水しやすい平坦~
33 微凸地形に出現し、標高100~200mの段丘面状に広く分布している。

35 (3) 生態系

36 ア 植物相

37 森林植生は、常緑広葉樹からなるヤブツバキクラスに位置付けられ、高木層にスダジイ、オキナ
38 ワウラジロガシ、イスノキ、イジュ等が優占し、亜高木層以下には、コバンモチ、ヒメユズリハ、
39 タイミンタチバナ、シシアクチ、ボチョウジ、アオノクマタケラン、ササクサ等の常緑植物が繁茂
40 する。

41 植生区分では、自然植生の常緑広葉樹であるオキナワシキミースダジイ群集(41.6%)が森林面

1 積の過半を占めている。次いで常緑広葉樹林の代償植生であるギョクシンカースダジイ群集
2 (18.9%)、常緑針葉樹二次林のリュウキュウマツ群落(12.3%)といった構成になっている。

3 また、特徴的な自然植生としては、スダジイ林やオキナワウラジロガシ林に加え、標高の高い山
4 地に発達する雲霧林と溪流沿いの岩上に発達する溪流植生が挙げられる。この地域に生育する維管
5 束植物は800種以上とされ、常緑広葉樹林の自然林内などには、キバナシユスラン、コウシュンシ
6 ュスラン、オキナワセッコク、オオギミラン、ヒメカクラン、クニガミトンボソウ等環境省レッド
7 リストの絶滅危惧種や国内希少野生動植物種に指定された希少植物も数多く確認されている。

8 9 (ア) オキナワシキミースダジイ群集

10 主要な山地の中腹部から山頂にかけた尾根部(標高200~490m)に広く生育する。群落高は一般
11 的には12~16m内外で4層構造を示す。高木層にはスダジイが優占し、亜高木層以下にフカノキ、
12 カクレミノ、コバンモチ、イスノキ、ポチヨウジ、シシアクチ、タシロルリミノキなど群団標徴種
13 群が高常在度で生育する。草本層には、オニヘゴ、アオノクマタケランなどが比較的高い被度で生
14 育し、一部リュウキュウチクが混生する林分も見られる。群集標徴種としてオキナワシキミ、リュ
15 ウキュウナガエサカキ、ヤンバルマユミ、ホザキカナワラビ、ビシンジュズネノキが認められる。

16 17 (イ) ギョクシンカースダジイ群集

18 伐採による人為的干渉を受けてきた森林である。スダジイに覆われるこれらの二次林は相観的に
19 は自然性のスダジイ林に近似するが、大部分の林分は群落高5~10m内外の3層から2層構造を持
20 つ亜高木林あるいは低木林で、伐採後の叢状に分幹した萌芽林の形状を示している。上層にスダジ
21 イが優占する常緑広葉樹二次林はシャリンバイ、ゴンズイ、ソテツ、ハマビワ、ネズミモチ、トベ
22 ラ、ササバサンキライ、アマクサシダ、ツワブキ、アオノクマタケラン、コゴメスゲ、タシロスゲ
23 を標徴種及び区分種としてギョクシンカースダジイ群集にまとめられている。

24 25 (ウ) リュウキュウマツ群落

26 砂岩、頁岩など非石灰岩地の向陽地に発達する琉球列島のリュウキュウマツ林は、リュウキュウ
27 マツ、ササバサンキライ、ギイマ、アデク、カンコノキ、ハマサルトリイバラ、オキナワサルトリ
28 イバラ、サクラツツジ、タイワンヤマツツジ、サツマサンキライを標徴種及び区分種としてリュウ
29 キュウマツ群落にまとめられている。

30 31 (エ) 雲霧帯と溪流帯の植物相

32 雲霧林が発達する雲霧帯と溪流植生が発達する溪流帯には、沖縄島北部や琉球列島を特徴づける
33 希少種や固有種が集中して見られる。雲霧帯は、霧がかかる山頂部を中心に発達し、空中湿度が高
34 いため、樹上に着生するシダ植物やラン科植物が繁茂し地上には蘚苔類も多い。

35 溪流帯は、河川の短い沖縄島北部では、河川の中流域付近に限って発達している。溪流帯の植物
36 は、頻りに降る雨により周期的に冠水する場所に生育しており、多量の降雨時など増水した際には
37 激流にもまれるが、減水すると乾燥する特殊な環境に適応している。このため、溪流帯では、特異
38 に分布・分化した固有で希少な植物が多数見られる。雲霧帯と溪流帯は、代償される環境がない極
39 めて脆弱で特殊な自然である。

1 イ 動物相

2 トカラ海峡（渡瀬線）と慶良間海峡（蜂須賀線）に挟まれた中琉球に位置する沖縄島には、食肉
3 性の中・大型哺乳類や定住性大型猛禽類等の高次捕食者がもともといないか、長期間欠落してきた。
4 そのため遺存固有種を多く含む生物群集は、大型のヘビ類のハブを頂点とする生態系と、それに対
5 する適応的な進化が見られる。

6 (ア) 哺乳類

8 6科12種の在来の陸生哺乳類が確認されている。沖縄県全体で確認されている在来の陸生哺乳類
9 は20種あり、このうち12種が沖縄島北部に生育している。哺乳類相の特徴は、大半が南西諸島の
10 固有（亜）種であること、森林に依存する種が多いこと、中大型哺乳類はリュウキュウイノシシの
11 みで他は小型種であること、在来の食肉目がないことが挙げられる。

12 環境省の第4次レッドリストには絶滅危惧種として、オキナワトゲネズミ（CR）、ケナガネズミ
13 （EN）、ヤンバルホオヒゲコウモリ（CR）、リュウキュウテングコウモリ（EN）、リュウキュウユビ
14 ナガコウモリ（EN）、オキナワコキクガシラコウモリ（EN）などが記載されている。国際的な絶滅
15 危惧種としてIUCNレッドリストには、オキナワトゲネズミ（CR）、ケナガネズミ（EN）、ヤンバル
16 ホオヒゲコウモリ（CR）、リュウキュウユビナガコウモリ（EN）、リュウキュウテングコウモリ（EN）
17 の5種が記載されている。沖縄県レッドリストには、オキナワトゲネズミ（CR）、ケナガネズミ（CR）、
18 ヤンバルホオヒゲコウモリ（CR）、リュウキュウテングコウモリ（EN）、リュウキュウユビナガコウ
19 モリ（EN）、オキナワコキクガシラコウモリ（EN）などが記載されている。

20 また、ケナガネズミ、オキナワトゲネズミの2種は国の天然記念物及び国内希少野生動植物種に
21 指定されている。

22 オキナワトゲネズミは沖縄北部のごく一部のみに生息する齧歯目である。当初、単一の種のトゲ
23 ネズミとされたが、近年、遺伝的系統解析などにより他のネズミ亜科系統から800万年～650万年
24 前に分岐し、中琉球に隔離されたことが明らかになった。オキナワトゲネズミは性染色体の差異が
25 あることなどが注目され、形態学、核学、分子系統学の研究成果に基づき、遺存固有種として奄美
26 大島、徳之島のトゲネズミと区別され3種となっている。生息数については、1980年頃までは多
27 数生息していたが、2000年代になると絶滅が危惧されるようになった。2008年に自動撮影や捕獲
28 により生息が確認されたものの、現在では、種の発見時点の1939年に比べ分布面積の98.4%が縮
29 小したと推定され、個体数もわずかである。

30 IUCN・環境省・沖縄県のレッドリストで絶滅危惧種に選定されているヤンバルホオヒゲコウモリ
31 は、返還された米軍北部訓練場の跡地で2018年に22年ぶりに発見された。この地域は半世紀以上
32 にわたって立入りが禁止されていたため、ヤンバルホオヒゲコウモリのような環境変化に敏感な種
33 にとっては、保護区のような役割を果たしていたと考えられている。

34 (イ) 鳥類

36 20目195種が記録されている。大部分は、夏鳥・旅鳥・冬鳥に区分される渡り鳥や迷鳥が占めて
37 おり、留鳥は全体の約19%の38種である。

38 環境省の第4次レッドリストには、留鳥のうちノグチゲラ（CR）、ヤンバルクイナ（CR）、ホント
39 ウアカヒゲ（EN）、アマミヤマシギ（VU）、ミゾゴイ（VU）、サシバ（VU）、ブッポウソウ（EN）、リ
40 ユウキュウオオコノハズク（VU）などが記載されている。IUCNレッドリストにはノグチゲラ（CR）、
41 ヤンバルクイナ（EN）、アマミヤマシギ（VU）、ミゾゴイ（EN）の4種が記載されている。沖縄県レ

1 ッドリストには、ノグチゲラ (GR)、ヤンバルクイナ (GR)、ホントウアカヒゲ (EN)、アマミヤマ
2 シギ (EN)、ミゾゴイ (VU)、サシバ (VU) リュウキュウオオコノハズク (VU) などが記載されてい
3 る。

4 また、ノグチゲラは国の特別天然記念物、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、カラスバトは国
5 の天然記念物、アマミヤマシギは県の天然記念物に指定され、さらに、ノグチゲラ、ヤンバルクイ
6 ナ、ホントウアカヒゲ、アマミヤマシギは国内希少野生動植物種にも指定されている。そのほか、
7 ミゾゴイ、サシバ、ブッポウソウ、リュウキュウキビタキ、リュウキュウオオコノハズク等が希少
8 な鳥類として挙げられる。

9 国内希少野生動植物種のヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ホントウアカヒゲは、マングース防除事
10 業の進展に伴い、生息数の回復が見られる。

11

12 (ウ) 爬虫類

13 3目11科18種の在来種が分布している。これは日本の爬虫類の約25%にあたる。

14 環境省の第4次レッドリストには、絶滅危惧種としてリュウキュウヤマガメ (VU)、クロイワト
15 カゲモドキ (VU)、オキナワキノボリトカゲ (VU)、オキナワトカゲ (VU) が記載されている。IUCN
16 レッドリストには、リュウキュウヤマガメ (EN)、クロイワトカゲモドキ (EN)、アマミタカチホヘ
17 ビ (VU) の3種が記載されている。沖縄県レッドリストには、リュウキュウヤマガメ (EN)、クロ
18 イワトカゲモドキ (VU)、オキナワキノボリトカゲ (VU)、オキナワトカゲ (VU) が記載されている。

19 また、リュウキュウヤマガメが国の天然記念物、クロイワトカゲモドキは県の天然記念物及び国
20 内希少野生動植物種に指定されている。このうちクロイワトカゲモドキは分布に特徴があり、中琉
21 球に位置する奄美・沖縄諸島の島の中で地理的に細かく分かれ、5亜種に分化している。

22

23 (エ) 両生類

24 2目6科11種の在来種が記録されている。これは日本の両生類の約16%にあたる。

25 環境省の第4次レッドリストには、イボイモリ (VU)、オキナワイシカワガエル (EN)、ハナサキ
26 ガエル (VU)、ホルストガエル (EN)、ナミエガエル (EN) がある。IUCN レッドリストには、イボイ
27 モリ (EN)、シリケンイモリ (EN)、オキナワイシカワガエル (EN)、ハナサキガエル (EN)、ホルス
28 トガエル (EN)、ナミエガエル (EN) の6種が記載されている。沖縄県レッドリストには、イボイ
29 モリ (VU)、オキナワイシカワガエル (EN)、ハナサキガエル (EN)、ホルストガエル (EN)、ナミエ
30 ガエル (EN) が記載されている。

31 また、オキナワイシカワガエル、ホルストガエル、ナミエガエル、イボイモリの4種は国内希少
32 野生動植物種及び県の天然記念物に指定されている。

33 沖縄島北部の河川上流部は流れが緩やかで、産卵から幼体への成長に適した環境であり、重要な
34 繁殖地となっている。繁殖は、それぞれ少しずつ時期をずらしながら産卵が行われ、ほぼ年間を通
35 して幼体が観察される。

36

37 (オ) 魚類

38 陸水域では378種の在来魚類が確認されているが、一時的に汽水域や淡水域に侵入してくるもの
39 がほとんどであり、純淡水性は9種と少ない。

40 沖縄島北部は河川延長が短いことなどから純淡水魚の種数、個体数は著しく少ない。海と河川を
41 行き来する両側回遊型の種と汽水域や海水域に生息する種が、一時的、偶発的に淡水域に侵入する

1 周縁性魚類が淡水魚類相の 90%以上を占めるのが特徴である。

2 沖縄島北部に生息していたリュウキュウアユは昭和 53 年に絶滅した。これまで、奥川、安波川、
3 源河川等及び安波ダム、辺野喜ダム、福地ダム等に奄美大島産のものが放流されたが、現在、福地
4 ダムや羽地ダムで定着しているのが見られる。

5

6 (カ) 昆虫類

7 在来種数は 3,824 種である。昆虫類のうち、最も多くの在来種が確認されたのはコウチュウ目で
8 1,041 種、次いでチョウ目の 802 種で、これら 2 つの目で在来種数の約半数を占めている。

9 日本最大の甲虫であるヤンバルテナガコガネは、沖縄島北部のみに生息する国の天然記念物であ
10 り、国内希少野生動植物種にも指定されている。生息地は、伐採履歴を確認できない原生的な老齡
11 林である、スダジイ、オキナワウラジロガシ、イスノキなどの大径木が生育する自然度の高い湿潤
12 な森林で、樹洞内に幼虫の餌となる腐植質が堆積した木が点在している必要があるが、近年、生息
13 に適した環境の悪化等による生息地の減少、生息木の無断伐採等による密猟跡が確認されるなど、
14 繁殖環境の破壊が懸念されている。

15

16 3 社会情勢

17 (1) 産業

18 沖縄県は、将来のあるべき沖縄の姿を描いた基本構想「沖縄 21 世紀ビジョン」を平成 21 年度に策
19 定しており、同基本構想において重点産業と位置づけられた農林水産業については、平成 26 年度
20 に沖縄県農林水産部がアクションプラン「沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」を策定している。さら
21 に、森林・林業については各種施策の推進方向や施策展開を示す指針「うまんちゅの森づくり」を
22 平成 28 年度に策定している。またやんばる 3 村（国頭村、大宜見村、東村）は、社会的要請が多
23 様化している状況を踏まえ、これらとは別に自然環境の保全と環境に配慮した利活用の推進を目的
24 に、持続可能な循環型林業・林産業と環境調和型自然体験活動を組み合わせた「やんばる型森林業
25 の推進（施策方針）」を平成 25 年度に作成して施策を推進している。

26 現在、やんばる森林生態系保護地域内では木材生産のための伐採等は行っていないが、沖縄県へ
27 の勅令貸付地では自然環境に配慮した林業が行われており。地域の特色を生かしながら、生産され
28 た木材は畜産用敷材やきのこ培地用としてのオガ粉生産に利用されている。一方、沖縄島北部全体
29 の供給可能な森林資源量は、人工林が整備され徐々に充実しつつあるものの、地域の森林は常緑広
30 葉樹林が主体であること、人工林率や単位当たりの蓄積が低いこと、木材生産の取扱業者が少ない
31 こと、自然環境への配慮により伐採面積等を小規模に抑えていることなどにより、県産材としての
32 供給量が極めて低く、十分な量とは言えないことから、用材としての木材供給は南九州地域からの
33 移入材が主体となっている。

34 国頭村及び東村の産業概要については、以下のとおりである。

35

36 ア 国頭村

37 国頭村の基幹産業は主に観光業である。産業別就業者割合は、1 次産業 19.8%、2 次産業 14.1%、
38 3 次産業 65.8%となっている。1 次産業の中では農業従事者の割合が高く、出荷額が最も高いのが
39 養豚で、農作物ではサトウキビの他にも、夏はパイナップル、冬はタンカンが栽培されている。1
40 次産業に占める林業従事者は約 10%となっている。

1 イ 東村

2 東村の基幹産業は農業と観光業である。産業別就業者割合では、1次産業 43.9%、2次産業 12.1%、
3 3次産業 44.0%となっている。1次産業に占める農業従事者の割合は、県内でも上位にある。出荷
4 額が最も多いのはパイナップル、次いでカボチャ、花卉の順である。

5 東村では、林業生産はほとんどなく、森林資源の利活用としては、周辺の里山地域の自然環境や
6 福地ダムを活かした森林ツーリズム等が行われている。

8 (2) 土地利用と地域開発計画

9 ア 土地利用

10 国頭村の総面積は 19,482 ha で、そのうち森林は 16,429 ha で全体の 84%を占める。国有林野面
11 積は 6,870 ha で、そのうち、勅令貸付地が 2,872 ha である。森林以外では、農地が 600 ha で 3%
12 を占め、その他の区域が 12%となっている。

13 また、農地のうち水田は 4 ha (1%)、畑は 596 ha (99%) である。農地は山間地に分布しているも
14 のが多く、まとまった農地は少ない。

15 東村の総面積は 8,179 ha で、そのうち、森林は 5,917 ha で全体の 72%を占める。国有林野面積
16 は 4,071 ha で、そのうち、勅令貸付地が 508 ha である。森林以外では、農地が 421 ha (5%)、そ
17 の他の区域が 22%となっている。

19 イ 地域開発計画

20 「沖縄振興特別措置法」に基づき、国による「沖縄振興開発計画」が策定され、これに沿って地
21 域開発が進められてきた。具体的には、沖縄の地理的・自然的特性を考慮し、産業の振興、職業の
22 安定、教育及び文化の振興、科学技術の振興、福祉の増進及び医療の確保、国際交流及び国際協力
23 の推進、情報通信の高度化、駐留軍用地跡地の利用、離島の振興、環境の保全、社会資本の整備等
24 に関する事項等が進められ、沖縄の自立的発展に資するとともに、豊かな住民生活の実現に寄与し
25 てきた。

26 また、国頭村では世界自然遺産への登録が期待されるなか、時代の変化を見据えて「国頭村景観
27 計画」の策定が進められている。

29 (3) 利用状況

30 やんばる森林生態系保護地域内を通過するルートのうち、登山等に利用されているルートとして
31 は、伊部岳と玉辻山の周辺にあるルートが挙げられる。これらにかかる国有林については、地方自治
32 体等への貸付等が行われていない。

33 伊部岳には、やんばる森林生態系保護地域の外縁部に沿って山頂部まで伸びるルートがあり、地
34 域住民による慣行利用はみられないが、観光目的の一般入林者がある。また、村有林内のオキナワ
35 ウラジロガシまでのルートが沖縄振興特別措置法に基づく「伊部岳地区保全利用協定」及び国頭村
36 が取り組む森林ツーリズムの対象となっており国有林の巡視道と接している。今後、ルートとして
37 巡視道を利用する可能性がある場合には、森林管理署との調整が必要となる。

38 玉辻山については、平良国有林 1 林班の入口から頂上の手前までのルートが、やんばる森林生態
39 系保護地域と県有林との境界を通過しており、この境界は大宜味村と東村の境界でもある。頂上は
40 大宜味村内に存在しており、利用過剰による荒廃や降雨による洗掘が進んだこともあり、従来、大
41 宜味村は積極的に利用を勧めてはいなかった。一方、東村では森林ツーリズム等に利用したい意向

1 があり、東村は大宜味村に対してその意向を伝えている。現在、大宜味村は、その利用方法につい
2 て東村と協議する意向をもっており、この協議が整った後、森林管理署と調整することとなる。

3 また、東村はダム湖や沢を利用したエコツーリズムによる振興を目指しており、玉辻山山頂への
4 ルート以外の利用も考えているが、ルートの一部がやんばる森林生態系保護地域を通過すること
5 になるので、東村としての利用の方向性が整理できた段階で、森林管理署との調整が必要となる。

6 また、沖縄島北部地域の各集落では、現時点で伝統的イノシシ猟などは殆ど行われていないが、
7 現在も使われている拝所、御嶽（信仰における祭祀を行う施設）のほか、猪垣（農作物からイノシ
8 シ被害を防ぐため作られた構造物）、藍壺（藍染めの藍を発酵させる構造物）、炭焼き窯の跡などか
9 つての生活遺構があり、地域の文化的資源としてこれらに着目し、集落散策ツアーなどの観光資源
10 として利用する動きも広がりつつある。

11 12 4 歴史的背景（人と自然環境との関わり）

13 国頭村・大宜味村・東村を中心とする沖縄島北部の森林については、交易が盛んだった琉球王国
14 時代の17世紀当時から、時代が変遷する中で、首里城王府・士族、寺社仏閣の建築資材をはじめ、
15 家屋、橋梁、造船、産業、燃料等様々な木材需要があり、これに応える木材供給拠点として伐採利
16 用が繰り返され、沖縄の生活・産業・文化を支える重要な役割を果たしてきた。

17 その一方で、琉球王国初期は山林利用の取扱規則がなかったため、上記のような木材需要の増加
18 に合わせて多くの森林が伐採され、森林資源は減少した。しかし、尚敬王の治世（18世紀初期）に
19 三司官（琉球王国の宰相）となった蔡温によって、琉球王国が管理する山林の管理制度として杣山
20 制度が確立され、「杣山法式帳」や「就杣山総計条々」等の森林管理関係法令「林政八書」がまとめら
21 れた。その後、これに基づいて森林資源の回復を図りつつ利用する森林管理行政が明治36年ころ
22 まで行われた。この杣山は、歴史的にも官民両属の性格を有しており、明治末期頃には地域によっ
23 て利用規制が設けられるなど、入会地の役割を果たす「旧慣温存政策」が続いた。

24 明治に入り、琉球王国の終焉となる琉球処分が行われ、廃藩置県によって所有権が整理され、現
25 在の国有林、民有林の基となる近代的林野所有権が確立したが、その間も人口増加、殖産興業、食
26 糧増産、耕地の拡大等により木材需要が増大し、さらに森林資源は減少していった。

27 また、明治41年、沖縄県の基本財産の造成と県下林業の模範を示すことを目的に、沖縄県は国
28 有林野の一部を無償で借り受ける80年の貸付契約（勅令貸付地として県が管理）が結ばれ、平成
29 元年に60年の期間が延長されている。

30 第二次大戦時には、生活資材のほか陣地構築資材や木炭などの軍需物資としての利用も加わり、
31 当時の木材需要の増加に応える量の生産が行われ資源の減少が続いたことから、県内の森林は荒廃
32 した。このため、明治から戦後の米軍占領開始前までは、自給自足できたのは薪炭のみで木材供給
33 の多くは総じて県外移入に頼っていた。

34 戦後も沖縄島北部の森林は、戦禍による破壊の影響及びその後の沖縄島中南部の復興材需要によ
35 る過伐により著しく荒廃したが、国有林野や県有林野の払い下げもあり、国頭村民が入会的利用に
36 による「山稼ぎ」により生計を立てるために、集落周辺に多くの炭焼き窯が作られた時期があった。
37 こうした中、当時、無秩序な入会利用による山林荒廃を防ぐため、集落毎の取り締まり規約もあつ
38 た。

39 米軍統治下の昭和30年、米国民政府は沖縄島北部の国・県有林の広い地域を演習地として接收
40 し27年の統治の間、これら演習地の森林はほぼ手つかずで、結果的に貴重な生態系が残された。
41 沖縄県が日本に復帰した後は、計画に基づく国直轄ダムの建設や農地開発が盛んになり、大規模な

1 伐採が行われた。さらに、米軍基地建設、個人住宅建設ブームでやんばる材の県内需要が高まった
2 ことなどにより伐採が増加した時期があった。

3 沖縄島北部の森林利用は、エネルギー革命後、入会的利用から山仕事を「林業」として専業とする
4 形態へ大きく変化し、昭和 59 年に国頭村に設立された国頭村森林組合を中心に、民有林の山仕事
5 を公共事業として担うようになった。その後、国の各種補助制度が活用され、路網整備、伐採、造
6 林、除間伐等の森林整備事業が行われるようになったが、近年の事業量は減少傾向にある。

7 このような経緯があり、沖縄県の森林・林業の現状は、全国平均に比べて人工林割合は 16%と低
8 く、森林組合等による事業受託はあるものの、県産材の利用は 4%に過ぎない。材の用途は社会的
9 ニーズの変化とともに変遷し、当初は支柱材、坑木、建築用材、チップ、オガ粉等であったが、近
10 年は、チップ材は殆どなくなり、建築用材、木工製品、オガ粉が中心となっている。このほか、特
11 用林産分野では県産キノコの需要が高まったことからブナシメジやエノキタケの生産が伸びてい
12 る。

13 沖縄島北部の森林は、現在、スダジイ、オキナワウラジロガシ、イジュ等が優先する亜熱帯広葉
14 樹林が広がり水源涵養機能を十分に果たし、主として沖縄島中南部に向けた水源となるダムの貯水
15 量安定に大きく寄与しているほか、従来から木材供給の拠点として位置づけられるなど大きな役割
16 を果たしている。

17 また、同時に多くの固有の動植物が生息・生育する生物多様性の高い希少生物が多く生息してい
18 ることから、環境に配慮した森林施業が求められている。このほか、既述のように地域住民と森林
19 との関わりの中で残された猪垣、炭焼き窯跡、藍壺などの生活遺構等の文化的価値に着目し、森林
20 ツーリズムに活かせる地域資源として見直されつつあるなど、様々な観点から重要な地域として期
21 待されている。

22 なお、やんばるの森林はこれまで各所で何度も伐採が繰り返されてきた利用の歴史があるが、ス
23 ダジイを優占種とする森林の再生力が高いことから、希少種・固有種の生息・生育と林業利用が両
24 立してきたと考えられる。

25

26

第2 保全管理に関する基本的事項

やんばる森林生態系保護地域は、国有林の管理経営に当たり、沖縄島北部における特異で貴重な森林生態系を保護することを目的に設定された。設定地域では、保全・修復に必要な行為のほかは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる「保存地区（コアゾーン）」と、保存地区の緩衝地帯としての役割を果たす「保全利用地区（バッファゾーン）」に区分されている。森林生態系保護地域の設定面積は3,007haで、そのうち、保存地区が2,769ha、保全利用地区が238haとなっている。

1 保全管理の考え方と重点事項

沖縄島北部の森林生態系を後世に残すためには、そこに生活する人々や観光等の利用者、関係機関等との合意形成が不可欠である。このため、人為による影響を最小限に抑えつつ、外来種の影響や利用実態について定期的なモニタリングを継続して行い、その結果について評価・検証し、必要に応じて対策を実施する順応的管理を行うこととする。

また、貴重な森林生態系に対する理解を深めるため、森林ツーリズムや林業等と連携した森林環境教育等を推進する。

さらに、長期的には、固有種等の希少野生動植物を含む多様性に富んだ森林生態系が将来へ継承されることを目指す。このため、現地の実態に応じた必要な施策について、関係機関等との連携を図りつつ実施するものとする。

2 地帯区分毎の取扱い

上記を踏まえ、森林生態系保護地域の保存地区及び保全利用地区の保全管理に関する取扱いは、27 林国経第49号「保護林制度の改正について」により定めた「保護林設定管理要領」に基づき、下記により取り組むものとする。

(1) 保存地区

原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

(2) 保全利用地区

ア 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

イ 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

(3) 保存地区及び保全利用地区において必要に応じて行うことができる行為

ア 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由により必要と認められる行為（エに掲げるものを除く。）。

イ 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

ウ 鳥獣被害・病虫害及び移入種対策として必要と認められる行為

エ 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置

オ 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出

カ 標識類の設置等

キ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

1 3 その他

2 (1) 森林生態系保護地域に外接する森林に関する事項

3 森林生態系保護地域に外接する国有林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避ける
4 ため、原則として皆伐及び漸伐による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした
5 育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。

6 (2) 勅令貸付地に関する事項

7 森林生態系保護地域に外接する勅令貸付地については、当該保護林の保全に十分配慮した管
8 理経営が行われるよう、貸付先である沖縄県と十分に調整を図るものとする。

9

10

1 第3 保全管理に関する具体的事項

2 1 管理に関する事項

3 (1) 生態系全体に関する事項

4 沖縄島北部は面積の割には、数多くの希少種・固有種を含む野生動植物種が生息・生育しており、
5 その中には、外来種の侵入、人為的な影響などによってその存続が脅かされている種もある。森林
6 生態系は多様な動植物相の相互関係のバランスによって維持されているため、絶滅のおそれのある
7 種や希少種を保全するだけでなく、地域の自然に根ざして生息・生育している普通種も含め森林生
8 態系全体として保全していくことが重要である。

9 さらに、沖縄島北部の森林地域は、希少種、固有種が生息している中で、既述したように森林ツ
10 ーリズムなど新たな森林利用が見られるなど、森林生態系の保全とその特徴を活かした利用の両立
11 が求められる地域がある。このため、地域のステークホルダーや関係行政機関を含めた合意形成が
12 重要な課題となる。

13 (2) 希少種・固有種に関する事項

14 沖縄島北部には国内希少野生動植物種や国の天然記念物等に指定されているオキナワトゲネズ
15 ミやヤンバルテナゴコガネをはじめとする貴重な野生動植物種が数多く生息・生育しているが、密
16 猟、盗掘・盗採やロードキル等によりこれらの生息・生育環境の悪化により、これら動植物の存続
17 が懸念されている。

18 このため、希少種・固有種については、以下の措置を講ずるものとする。

19 ア 植物種について

20
21 国内希少野生動植物種であるクニガミトンボソウや特定国内希少野生動植物種であるオキナワ
22 セッコク等希少種の生育状況や盗採の痕跡を巡視やモニタリング調査等によって把握するととも
23 に、必要に応じて保護・保全のための対策を実施することとする。

24 また、希少種・固有種の盗掘・盗採防止のため、関係機関と連携して監視活動等の対策を実施す
25 ることとする。ただし、希少種・固有種の情報の取扱いについては十分に注意する。

26 イ 動物種について

27
28 ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナゴコガネ等の国内希少野生動植物種や国の天然記念
29 物の生息状況等について、巡視やモニタリング調査等によって把握するとともに、関係機関と連携
30 し、必要に応じて生息環境の改善・回復を図るため森林整備等の対策を実施することとする。

31 また、希少種・固有種の密猟防止のため、関係機関と連携して監視活動等の対策を実施するこ
32 ととする。ただし、希少種・固有種の情報の取扱いについては十分に注意する。

33 (3) 外来種に関する事項

34 ア やんばる森林生態系保護地域における外来種対策の考え方

35 沖縄島北部の森林生態系を保護する観点から、在来種の生息・生育環境を脅かす新たな外来種の
36 侵入、既に侵入している外来種による在来種の減少・消失、外来種と在来種の交雑などによる生態
37 系への影響が生じないようにする必要がある。このため、関係機関と連携し、保護地域への人為に
38 による新たな移入を防ぐとともに、侵入の監視を継続（連絡体制構築等）、侵入時には速やかな駆除
39 等の初期対応ができるようにする。

1 また、駆除等の実施に当たっては、生態系への影響が大きい種（希少種・固有種を直接捕食又は
2 採食し、生態系を劣化させることにより間接的に脅威となる侵略的外来種）を優先し、実現可能で
3 明確な目標を設定した上で実施することとし、併せて効果検証を行う。さらに、人為による意図的
4 な持ち込みだけでなく、自動車等の輸送機関や物資への付着による非意図的な持ち込みを防止するた
5 め、普及啓発を行うとともに、関係機関との連携・協力を努める。

6 7 イ 沖縄島北部で確認されている外来植物

8 アメリカハマグルマ、タチアワユキセンダングサ、ツルヒヨドリ、ギンネム、ソウシジュ、モク
9 マオウなどがある。

10 舗装道路の路傍には、ギンネムやソウシジュ、モクマオウが、林道沿いやギャップ地にはアメリ
11 カハマグルマやタチアワユキセンダングサが生育しているが、林内は樹冠が閉鎖しており、開けた
12 場所に生育するこれらの外来植物の侵入は限られている。しかしながら、林内のギャップへの侵入
13 は脅威であり、監視体制を継続していく必要がある。

14 15 ウ 沖縄島北部で確認されている外来動物

16 森林域には、ファイリマングース、ノイヌ、ノネコ、クマネズミ、シロアゴガエルなどが生息する。

17 ファイリマングースは、環境省や沖縄県により平成 13 年から実施された対策によって、北部の生
18 息密度は大きく低下し、分布域も縮小してきたが、中南部に依然として生育するマングースの北部
19 への継続的な侵入の可能性がある。また、最近では、ノイヌ、ノネコによる在来種の直接捕食が大
20 きな脅威となっている。これらについては、関係機関が捕獲等の対策を行っているところであり、
21 情報共有等の連携・協力を努める。

22 また、沖縄島にすでに侵入しているタイワンハブ、タイワンスジオ、グリーンアノール等の外来
23 の両生・爬虫類が、新たに沖縄北部に移動し影響が拡大するおそれがあるため、これらについても
24 引き続き監視するとともに、関係機関等との情報共有等の連携・協力を努める必要がある。

25 26 (4) リュウキュウマツ林

27 リュウキュウマツは、古くは蔡温の時代（1700 年代）から人工植栽の記録があるが、伐採跡地や
28 裸地では周辺の自生個体を母樹とする天然更新が行われるのが一般的であり、県道沿いや林道沿い、
29 ヘリパッド跡地等の開けた場所でも確認できる。これまでの知見から、リュウキュウマツの天然更
30 新箇所には先駆的な樹種が残っており、日当たりの良い場所にしか生育しない植生が残っているこ
31 とが知られている。実際に林齢 70 年生前後の林分ではリュウキュウマツ以外の植生も回復し、伐
32 採前の自然植生に近い状態になっている箇所がある。したがって、リュウキュウマツは在来種であ
33 ること、杣山制度に由来する歴史的経緯・価値を有する可能性があることを考慮し、自然の推移に委
34 ね、自然植生への積極的な復元措置は行わないこととする。なお、松くい虫による被害等を確認し
35 た場合には、必要に応じて伐倒駆除等を実施し、当該林分の生育状況についてモニタリングし、順
36 応的管理を進めつつ将来的には天然林への移行を図るよう取り扱うこととする。

37 38 (5) 病虫害対策

39 リュウキュウマツ林における松くい虫被害については、昭和 48 年に枯損木からマツノザイセン
40 チュウが発見されたのが最初と言われている。沖縄県では、「沖縄県松くい虫の防除に関する条例」
41 （平成 14 年度制定）による総合的な防除対策に加え、重点的に公益的機能の高い松林の防除対策

1 を行ったことにより、平成 15 年度に被害のピークを迎えて以降、県全体の被害量は大きく減少し、
2 これまで被害が大きかった沖縄島北部においても沈静化するなど一定の防除効果が見られた。

3 しかし、平成 27 年度に沖縄島北部の本部半島において、激甚被害が発生し周辺地域も被害の増
4 加拡大に転じたことから、今後も継続的に松くい虫防除対策が重要となっている。

5 やんばる地域の国有林野内においても被害が見られることから、必要に応じて蔓延防止のための
6 伐倒駆除を実施することとする。

7 ナラ枯れについては、沖縄県内でナラ菌及びこれを媒介するカシノナガキクイムシの生息のい
8 れも確認されているが、風倒木や餌木の丸太からのものであり、生立木への加害はこれまで確認さ
9 れていない。沖縄島のカシノナガキクイムシは、本土の個体とは遺伝的に異なるとされているが、
10 今後、被害が発生するおそれがあることから、巡視やモニタリング調査等によって発生状況を把握
11 するとともに、生息状況や被害状況についても、引き続き把握に努めることとする。

12 また、キオビエダシャク等のナラ枯れ以外の病虫害の発生についても、学識者や関係機関等と連
13 携を図りながら対応に努めることとする。

14 15 (6) その他

16 ゴミの不法投棄については、観光客等の増加に伴い増大することが懸念される。このため関係機
17 関と連携し、観光客や県民に向けて不法投棄防止の意識啓発をするとともに、既に不法投棄された
18 ゴミの撤去についても関係機関と連携して対応していく必要がある。

19 なお、北部訓練場返還地内の残留物については、既に沖縄防衛局が軍事訓練に起因する環境汚染
20 を取り除く支障除去措置を終えており、今後、廃棄物等が新たに発見された場合は関係機関と協議
21 し適切に対応することとする。

22 23 2 利用に関する事項

24 やんばる森林生態系保護地域は、レクリエーション活動、環境教育活動、商業的活動、調査研究
25 活動など幅広く利用される可能性があり、利用者が増加するとオーバーユースによる森林生態系の
26 劣化が懸念される。これらの活動による影響の防止措置を講じるとともに、既に劣化が生じている
27 場合には、森林生態系の維持・回復に努めるとともに普及啓発や利用ルールの確立など、関係機関
28 と連携して保護と利用の調和を図るものとする。

29 30 (1) 一般の利用に供する歩道等

31 ア 保存地区

32 (ア) 歩道等について

33 保存地区は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを管理の基本方針としているた
34 め森林生態系への影響が生じないよう厳格に取り扱う必要がある。このため、一般の入山者及び地
35 域住民等による利用については、貸付等の手続きが行われ、管理主体が明らかである道等に限るこ
36 ととする。また、一般の入山者が利用する際は、やんばる森林生態系保護地域の保全の重要性につ
37 いて的確な現地解説を行い、適切に安全対策を講じるなどの必要な資質を備えた案内者（例えば、
38 地元自治体や地域協議会等が認定・登録したガイド等）が同行することが望ましい。なお、必要に
39 応じて遭難の未然防止のため、管理主体となる関係機関等へ事前に入山に関する情報を連絡するよ
40 う働きかけることとする。

1 (イ) その他のエリアについて
2 原則として利用できないものとする。

3

4 イ 保全利用地区

5 (ア) 歩道等について

6 一般の入山者及び地域住民等による利用については、貸付等の手続が行われ、管理主体が明らか
7 である道等のほか、次の要件を満たし、従来から地元住民等が利用している既存のルート限ること
8 とする。

9

10 ・次のいずれにも該当しないこと

11 ①希少種に影響を与えるおそれのある箇所

12 ②崩壊等の危険性のある箇所

13

14 また、一般の入山者が利用する際は、保存地区と同様に必要な資質を備えた案内者が同行するこ
15 とが望ましい。また、入林の際の事前連絡についても同様とする。

16

17 (イ) その他のエリアについて

18 やんばる森林生態系保護地域の設定趣旨及び保全管理に関する基本的事項の考え方に照らし、原
19 則として利用を控えることとする。

20 ただし、伝統文化の継承や地域振興の観点から、地域に根ざした社会的要請等特別の事情がある
21 場合には、管轄する森林管理署と協議の上、希少野生動植物等自然環境に影響及ぼさないことを確
22 認できる場合に限り利用できるものとする。

23

24 (2) 調査・研究目的による利用

25 調査・研究目的の入林については、管轄する森林管理署の許可を得るものとする。目的箇所まで
26 は原則として歩道を利用するものとする。なお、調査に当たっては許可条件を遵守し、森林生態系
27 に影響を及ぼさないよう留意する。

28

29 (3) 利用ルールの周知

30 利用者が森林生態系保護地域の保存地区・保全利用地区の位置や利用ルールを容易に把握できる
31 よう国有林内の管理道入口に看板・標識等の設置を行うほか、関係機関と連携して効果的な周知を
32 行うものとする。

33

34 (4) その他

35 遭難者の捜索など非常事態における入林については、特に制限を設けないこととする。

36

37

38

39

40

41

42

1 第4 推進体制等

2 1 保護林管理委員会

3 やんばる森林生態系保護地域の保全管理計画の見直し等については、「九州森林管理局保護林管
4 理委員会」において検討を行う。

6 2 モニタリング調査等

7 森林生態系保全のために必要なモニタリング調査等を定期的実施するものとする。モニタリン
8 グ調査等の計画及び結果は保護林管理委員会において検討し、適切な保全管理を行うために活用す
9 ることとする。また、モニタリング調査等の結果については、関係機関等と広く情報共有を図り、
10 順応的管理を行うものとする。

11 また、国内希少野生動植物種や国の天然記念物を対象とした生息状況等を把握するための巡視等
12 については、関係機関と連携しながら実施する。

13 なお、具体的な調査事項は次のとおりである。

14 (1) 森林・植生に関する調査（林分・植生状況、台風によるかく乱状況等）

15 (2) 野生動植物の生息等に関する調査（希少野生動植物種等の生息・生育状況の把握）

16 (3) 外来種に関する調査（生息・生育状況把握、希少種への影響評価、対策の優先順位付け等）

17 (4) 利用実態に関する調査（利用者数、利用目的、利用方法、利用場所、植生への影響評価等）

19 3 情報提供・普及啓発

20 沖縄島北部の森林生態系に関する各種情報を収集管理し、必要に応じて公開するとともに、広く
21 国民に普及啓発するため、看板・標識の設置、PR紙の発行、ホームページへの掲載等を関係機関
22 と連携しながら行うものとする。

24 4 関係機関等との連携

25 地域に根ざした保全・利用等の活動を行っている関係機関等との連携を深め、情報共有、課題の
26 整理を行うなど、可能な限り正確な科学的データを基に合意形成に努めながら順応的管理を行うも
27 のとする。

29 5 世界自然遺産との関係

30 沖縄島北部は世界自然遺産候補地として、今後、保全管理方策の検討が行われる。検討にあたっ
31 ては、本計画との整合を図りつつ、関係機関と連携して対策を進めるものとする。なお、世界自然
32 遺産の保全管理方針や現地の状況等を踏まえた上で、本計画は必要に応じて見直しを行うものとし
33 る。